



### 學報再刊の辭

學長 正井 敬次

新憲法の公布が十一月三日に行はれたが、其の翌日の四日はわが關西大學創立六十年の記念日に當るのであつた。國民としてまた關西大學の關係者として、まことに感慨の深い時期であつた。この際わが大學に於ても新しい意氣ごみをもつて、大學の發展と充實とに努力せねばならぬといふ氣運がもり上つて來たことは當然のことであると思はれる。そのためには戰時中休止せられてゐた事業でとりあへず必要なものは早急にこれが復興を圖らねばならぬのであつた。さうなわけでは茲にこの關西大學學報の復舊を見るに至つた次第である。

今日の情勢の下では、大學のためにこの學報の如き刊行物のもつ意義は殊更に重大である。元々、この國家にあつても大學といふ一の團體にあつても、それ等の行政が民主主義的に行はれるといふことは、總ての團體員の意思に基づいて事が行はれるといふことである。ところで各員の意思の決定は自由でなければならぬのであるが、元々自由意思といふものは認識と判断の獨立性を根據とせなければならぬ。自ら良く知つて自ら正しく判断するのであつて、他人の意見に誘導せられない所に自由意

大正二十一年六月十五日創刊  
昭和二十二年一月二十五日停刊  
昭和二十二年一月三十日發行

發行所 三島 邦夫  
大阪市北區東村町一  
印刷所 池水 徳文堂  
電話號碼三三四七番  
大阪市大津區長柄  
中區二丁目十二番  
發行所 關西大學學報局

第二二四號(再刊第一號)目次

學報再刊の辭……………學長 正井 敬次：(一)  
改正憲法の精神……………教授 中谷 敬壽：(二)  
學 內 報……………(三)  
寄 附 行 爲 改 正……………大學 祭 舉 行  
新 學 長 の 就 任……………人 事 異 動  
岩崎教授學位授與……………編 輯 餘 稿  
中村教授不適格決定……………

思のはたらきがある。輿論といふことがあるが、それが自由意思の綜合であるならば輿論は尊いものであるが、それが單なる模倣意思の結果であるならば輿論こそ危險なものである。少數の指導者の意思が輿論の假面下政治を行ふことがありがちであるが、それは形は民主的であつても内實は專制的な政治である。思へば民主的政治を理想的に實現することは眞に困難なことである。それはとにかく、大學にありても今後に於ける其の發展は自由と自治といふ民主的傾向に沿ふた行政によつてそれが實現せられることと思ふが、それには大學内外の關係者各員が大學の事情を良く知り正しく之を判断するといふ責任のある自由意思をもつて事に對處することが必要である。それがためには學内の事情に關する通報の機關がなくてはならぬ。いまこの學報の刊行が丁度その要求に適ふものではなからうか。これが此の學報のもつ一般的意義である。

次に學報は大學内外の連絡機關としての機能に於て重要な意義をもつ。學外の校友は常に大學に對して愛慕の念をもつものであるが、學報による連絡は校友の愛慕の情を一層深めることに役立つにちがいない。校友其の他の大學關係者間の人的關係に於ても、學報による消息の報道は相互の友愛を厚くするものと嘗つてよい。封建的の道義は上下の人間關係に重點をおいたのであるが、新しき時代の倫理は左右平列の關係に於て感ぜられる友愛の情をもつてまつ先とする。愛は相ひ識ることによつて生れる。大學の其の時々の事柄を知ること、大學關係者相互に相ひ

識るの機会を多くもつこと、それが愛校なり友愛なりを深くするの基である。いま我々は學報に右の如き機縁を作るといふ機能を期待し得るものと思ふ。

次に學報は學内教授の研究發表機關ではないが、併し簡單なる論説が時々學報に載せられることと思ふ、學外の校友よりの寄稿もまた歡迎せられなければならない。この場合、學報は知識の交換に役立つこととなるのであるが、これまた學報のもつ重要な意義の一である。

以上種々の意味に於て學報刊行の復舊はこの際最も有意義のことであると考へる。されば、どうか此の再生の學報が従前にも増して立派に育つて行くように、而して前に述ぶる數々の其の任務をよく果し得るよう。他而この學報の讀者たる大學内外の關係者諸君に於かれては、どうかこの學報を通して大學への連繫を一層密にせられんことを、而して大學の興隆に向つての協力を更に強化せられんことを。これがこの學報の再刊に際しての私の切なる希望である。

## 改正憲法の精神

教授 中 谷 敬 壽

去る十一月三日明治の佳節にあたり改正憲法が公布せられ、中央地方を通じ國を擧げて之が祝賀の式典その他の行事が行はれたことは、われわれの記憶にまだ眞新しい嚴肅な事實であり、改正憲法たる「日本國憲法」に依り再建日本の根本秩序が明定せられ、いはゞ新生日本の礎がかけられ骨組が打ちたてられたといふことは、日本國民にとり全く同慶の至りであるが、殊に之をかの再建途上その新しい骨格を定むべき憲法をさへ未だ有つに至つていない獨伊兩國に比較するとき、我が建國以來の長い歴史に省み國民感情に深く根を下した天皇のなおいま「日本國憲

法」を有ち得たといふことは、われわれ日本國民にとり如何に幸であるかを思ひ、こゝに冷嚴なる敗戦の事實を見つめつゝ、改正憲法の公布に對し重ねて慶祝の意を表する次第である。

扱て改正憲法たる「日本國憲法」が如何なるものを以てその根本精神として居るがといふことについては、去る九十議會における百有餘日の長きに亙る憲法についての審議過程を通じ、又新聞雜誌における或はラヂオ放送における或は各政黨の議會報告演説會を始め各種公私諸團體の主催にかゝる講演會における、改正憲法についての解説論評を通じて、既に國民各層の等しく知得したところであらうと思はれる。しかし凡そ人類生活における諸々の制度はその事實上成立した過程の如何にかゝらばらず、人類が理性的なものとして之を要求するが故に存続しうるものであるから、制度の裡に存する人類が理性的なものとして之を要求するの理由即ち制度の根本精神に着眼し、その精神をば各人が體得し實踐して之を實生活のあらゆる面にまで滲透せしめるのでなければ、折角制定せられた良き制度といえども單なる設計圖たるにとどまり、眞實の意味においては未だ確立せられたといふことを得ないのである。このことは憲法についても亦何等異なることなく、従つて憲法が單なる設計圖たるに終つた例證は史上必ずしも鮮しとしないが、中についても當時最も完成された民主主義的憲法といはれた、かの一九一九年の獨逸共和國憲法即ち所謂ワイマル憲法の運命の如きは正しくその一例であつて、人の周知する通りである。それ故に、國民各自が改正憲法の根本精神を體得し之を政治・經濟・産業・交通・教育・道徳・文化等社會生活のあらゆる領域にもれなく實踐滲透せしめるのでなければ、改正憲法は眞實の意味において確立するに至らず、しかも改正憲法における諸々の制度が言葉の眞實の意義において實踐的に確立せられるか否かは、とりもなおさず敗戦國日本が、眞に再建せられるか否かに直結するといふ重大な意味を有つものであるから、われわれが日本國民の一人としてそれ／＼改正憲法の根本精神を知るといふことは、それは單に智識として知らんがために知るといふのであつてはならず、祖國再建のため改正憲法の精神を實

生活のあらゆる領域に實踐滲透せしめんとする實踐的意欲を以て即ち行はながために知るといふのでなければならぬ。かくの如き意味合において改正憲法の精神を知り之を體得するといふにおいては、改正憲法の諸々の精神殊にその根本精神を國民相互の間において幾ら語り合つてもなお語り過ぎることはないといはなければならぬ。

而して今度の改正憲法が如何なるものを以てその根本精神としてゐるかは、「改正憲法」の條章に附せられた長文の「前文」に依つて既に明かであるが、それは現行憲法たる帝國憲法改正の勅書並改正憲法たる日本國憲法公布の勅語更には今次憲法改正の動機を顧みることによつて一段と明かとなる。しかしこゝでは紙幅の關係上等について一々論及することを得ないので之を割愛することとするが、右の「前文」は改正憲法のあるべき姿を規定する根本原則を力強く且つ詳細に宣言しているその示すところの根本原則こそ改正憲法の根本精神であるが、それは人類普通の原理である民主主義と平和主義に外ならない。かくて改正憲法の各條章は右の根本精神乃至原則の上に組立てられ、第一章天皇、第二章戰爭放棄、第三章國民の權利及び義務、第四章國會、第五章內閣、第六章章司法、第七章財政、第八章地方自治、第九章改正、第十章最高法規、及び第十一章補則の十一章百三ヶ條となつてをり、改正憲法とはいふながら新に憲法を制定したと同様の新たな内容を有つてゐるので、この意味において今次の改正憲法は一般にいはれてゐるごとく新憲法たるを失はない。かくして新憲法たる「日本國憲法」は、國家再建の基礎を人類普通の原理たる民主主義と平和主義とに求めて之をその根本精神とし、之に基づき、我が國の歴史と傳統とに省みて新たな天皇制を確定し自ら戰爭を放棄して人類世界永遠の平和の實現を念願し、國民の基本的人權を尊重し民主主義に基づいて國政を運営するの根本的機構を確定し以て自由と平和とを愛する文化國家建設の礎石を置き骨組を打ちたてたものであるから、われ／＼日本國民たるものは、この祖國再建の礎石、骨組を定めた新憲法を單に設計圖たるに終らしめるが如きことなきよう實踐的意欲を以て新憲法の根本精神を把握體得し、その政治的自覺を高度に高め不斷の努力に依つて、新憲法を實踐的に確立して新日本を建設し、以て人類世界永遠の平和に寄與するの覺悟と決意をこの際一段と新たにしなければならぬ。(昭和二一、一一、三〇)



寄附行爲改正

財團法人關西大學の寄附行爲が、時勢に應じて改正の必要に迫られてゐたことは本學關係者によつて齊しく認められてゐた所であるが、この氣運は昨春來漸く具體化して昨今その改正草案を得るに至つた。

即ち昨年四月十八日に開催された協議員會に於てこの問題が取上げられ、結局左記五氏を小委員に選定して専らこれが研究を委囑された。

- (委員長) 白川朋吉
- (副委員長) 關 豊馬

(委員) 松本靜史・正井敬次・岩崎卯一

右の通り構成された小委員會は、その第一回の會議を四月二十七日天六學舍理事會議室に開催して研究と運営の根本方針を定め、爾來各方面に亘つて研究資料を集め、特に本學教授團代表者及び校友會代表者の出席を求めて夫々の意見を聞くなどして慎重に協議を進め、前後七回の小委員會に於てこの程漸くその改正草案を決定するに至つたのである。

この草案は次に開催の協議員會に報告附議せられ、やがて久しく待望の決定版が得られることになつた。

新學長の就任

學長事務取扱竹田省博士が、一身上の都合に依つて辭意を漏らされてよりこれが後任を詮衡中の處、一度高田保馬博士に白羽の矢を立てたが同氏は教員適格審査上の問題もあつて遂に就任を見るに至らなかつた。

こゝに於て後任學長問題は再轉し、これを公選するの制度とし全教授に於て選舉の結果經濟學博士正井敬次氏が満場一致を以て當選し、文部省に之が手續中の處去る五月七日正式に認可就任を見るに至つた。

岩崎教授學位授與

教授岩崎卯一氏は豫て「國家本質の研究」なる學位論文を關西大學法學部に提出中の處、恒藤恭博士を主査とする委員會にて審査の結果目出度通過し、文部省に對して學位申請中このほど(六月十四日)法學博士の學位を授與せられた。

中村教授不適格決定

昭和二十一年勅令第二六三號の規定に依り、本學に於ては法學部教員適格審査委員會(委員長中谷敬壽教授)及び經濟學部教員適格審査委員會(委員長森川太郎教授)を組織して慎重に審査中であつたが、法學部に於ては全教授が教員適格者と決定した。一方經濟學部に於ては中村良之助教授が、同勅令別表第一の一の一號に於ける「好戰的國家主義を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力したるもの」として去る十一月二十七日教職不適格者と判定せられた。

尚同教授はこれより先に辭表提出中にて十月十五日附依頼退職となつてゐた。

因に經濟學部の他の全教授は教員適格者として判定せられた。

大學祭舉行

終戦後第二回目の大學祭(第一回は六月五日に開催)は、秋色濃やかな絶好の快晴に恵まれて、去る十一月十七日千里山運動場に於て盛大に舉行せられた。

午前九時學長の挨拶によつて開會の幕は切つて落され、心ゆくまで學生青春を謳歌して、夕闇迫る四時半意義深き大學祭を閉ぢたのであるが賑々しくも豪華な當日のプログラムは次の如きものであつた。

- 一、一〇〇米豫選
- 二、四〇〇米豫選
- 三、砲丸投決勝
- 四、走中跳決勝
- 五、走高跳決勝
- 六、中等學校八〇〇米繼走豫選
- 七、百足競争
- 八、ホツケ1公開試合(對大阪商大)
- 九、棒倒シ(豫科對專門部)
- (晝食)
- 一〇、二〇〇〇米決勝
- 一一、一〇〇米決勝
- 一二、中等學

- 校決勝 一三、ラグビー模範試合(對OB)
- 一四、借物競争
- 一五、四〇〇米決勝
- 一六、關大踊り(應援團)
- 一七、スプリンレース(來賓、教職員)
- 一八、學友會各部對抗八〇〇米繼争
- 一九、土人踊り(豫一)
- 二〇、八〇〇米繼走決勝(四學友會對抗)
- 二一、假裝行列
- その他デコローション(豫科學舍内)馬乗競走等

人事異動

- 補本大學法學部長 (四月一日付) 教授 中谷 敬壽
- 補本大學經濟學部長 (同) 同 森川 太郎
- 補本大學豫科長 (同) 同 大小島眞二
- 任本大學教授命豫科勤務 (同) 講師 金子又兵衛
- 同 (同) 同 三谷 友吉
- 解專門部學生課勤務 (同) 書記 城内 隆
- 命學部學生課勤務 (同) 同 田中治良 太夫
- 解庶務課勤務命專門部勤務 (同) 同 天野 平一
- 命千里山圖書課主任事務取扱 (四月四日付) 同 中川康太郎
- 任本大學教授命專門部勤務 (四月十五日付) 同 安田 信一
- 任本大學助教命專門部勤務 (同) 同 金山 正信
- 同 (同) 同 植野 郁太
- 同 (同) 同 杉原 常彦
- 解庶務課勤務命會計課勤務 (五月一日付) 書記 中井 駿二
- 任本大學教授命豫科勤務 (同) 同 武岡 博三
- 任書記命天六圖書課勤務 (同) 同 川上 敬逸
- 命法學部兼經濟學部勤務 (同) 同 福島 四郎
- 同 (同) 同 植田 重正
- 同 (同) 同 正井 敬次
- 補關西大學學長 (五月七日付) 同 大隅健一郎
- 囑託講師 (五月十六日付) 同 大森 忠夫
- 同 (同) 同



編輯餘瀝

關西大學々報が再刊行の運びに至つたことを無條件に祝福する。  
大正十一年六月に創刊號が出されてから昭和二十年二月刊行の第二十三號に至る迄續けられたのであるが、それから今日迄約二年間は休刊の已むなき次第になつてゐたのであつた。

茲に創刊の當初を追憶して再誕誌に思ひを致すことは歴史的關聯性を持つものとして有意義のことと信じ以下少しく記述して置く。

●創刊當時は所謂第一次世界大戦後の不況に見舞はれ乍ら、大學としては學生より盛り上る昇格問題の爲めに多忙を極めたのであつた。

現在は第二次世界大戦後、痛ましい敗戦の結果今や劣悪なるインフレーションに悩まされながら學制改革の根本問題に全智能を傾けねばならぬ時勢である。

●昇格問題に直面して本學發展の一時期を劃した當時の理事者は總理事山岡順太郎氏以下柿崎欽吾、宮島綱男、白川朋吉、垂水善太郎、池尾芳藏、佐竹三吾、大鐘彦市、武内作平、山口房五郎の諸氏であつて今やその多くは故人となつて居られる。當時を追懐して多謝すると共に御冥福を祈つて止まない。

未だ具體的な發展を見ないが巷間に謂はるゝ六、三、三、四の學制問題、即ち小學校六年、中學校三年、高等學校三年、大學校四年、大學院二年乃至五年といふ根本的な學編に應じて關西大學百年の計を樹てんとする當局者は正井敬次、内藤正剛、武田宣英、矢口家治、遠部逸太郎、三好萬次、竹田省、原田鹿太郎の諸氏である。願はくは經營の一方に偏する事なく、許されるであらう自由な道を歩みつゝ私立の特色を生かして教育の理想に邁進し、名實共に立派な關西大學々園の出現に貢献せらるゝことを念じて已まない。

●創刊當時の學報編輯主幹は故辰巳經世君で、自分が副主幹としてスタートを切つたのであるが、替つて編輯の重責を負つた人々は森川、霜村、遠藤、神屋敷の諸君であつて、この機會に生みの悩み、培育の勞、完成の苦闘と夫々の敏腕に對して深甚の敬意を表すると共にいまや再刊

の運びに至つた喜びをお傳へしたいものと思ふ。

再刊號の編纂事務を校友命並に學校當局が自分に争囑されたのは誠に偶然であるが、二十五年前を想起して轉た感慨無量のものがある。

●かくして生れた關西大學々報局であつたが、戦時中その発行は不可能となり廢局、休刊を餘儀なくせられたのであつた。

今や日本國憲法も改正され、又關西大學の憲法たる財團の寄附行爲も改正を目標に控へ、民主の線に副ふて言論と出版の自由が確認された時學報の再刊は緊要なる自然の姿であり、従つて學報局の復活も亦當然の情勢と考へられるのである。只僅かに過渡期のつなぎ合せとしてのみ自分の編輯兼囑が許されたものと大方諸氏の寛恕を乞ふ次第である。

●當初千里山學報の標題で發刊された本誌の使命は、主として大學と校友、學生と先輩との連繫機關としてであつた。然るに休刊當時關西大學々報と改題されてゐた本誌は純學術誌に改編されて決戦下の出版統制に應へてゐた。

今再誕誌の内容に就いて考へらるゝ所は、よし紙幅と印刷と人事などに經濟問題を中心とした隘路はあるとは言へ、國民學校や中學校にさへ學校新聞の發行をしようとされてゐることを思へば、卷頭正井學長の辭にもある通り學内の事情に關する通報を役とし、又校友會に關する記事を輯録して以て大學内外の連絡機關としての機能を果たすにあるのであるまいか。更に又學内教授の研究論說と學外校友よりの諸種の寄稿を歡迎して知識と意見の交換を容易ならしめるにあるのではあるまいか。

勿論學内教授の研究發表機關としては、別に論說集の單行を希求してやまないものであるが、時に簡單な論說を載せる意義は別に自ら必要であると信ずる。

●さあれ、かくの如き重要な意義をもつ再生學報の現實を見る時、一見片々たる小新聞の觀があるが、これは財源の貧困と年末繁忙の間而かも筆者が片手間の兼職であつたと云ふ逃げ口上の衣に免じて茲暫くは各位の御同情と御寛恕とを願ひたいと思ふ。(三島)